



# 住吉区民のみなさんへ お知らせ情報

## 暮らし Information

### 窓口予約がインターネットからできるようになります

2月6日(月)から、スマートフォンやパソコンから下記の申請等の窓口予約(2月8日(水)利用分より)ができるようになります。 ※大阪市行政オンラインシステムの利用登録(無料)が必要。  
**予約可能日** 予約の登録操作をする日の2日後の開庁日から、予約の登録操作をする日の30日後まで

#### 【2階26番窓口】

保育所等への入所・児童手当・児童扶養手当・障がい者手帳・自立支援サービスなどに関するお手続き・ご相談

#### 【2階27番窓口】

介護保険制度・高齢者支援・医療費助成制度(こどもひとり親・重度障がい者)などに関するお手続き・ご相談

#### 問 保健福祉課 2階26番窓口

TEL 6694-9857 FAX 6694-9692

詳しくはこちら



### 国民健康保険料の所得減少減免本申請は3月31日まで

案内を2月上旬に送付します。本申請には令和4年1月1日~令和4年12月31日中の所得が分かる書類が必要ですので、期限までに必ず提出してください。  
※減免には規準があり、必ずしも減免されるとは限りません。  
**対象** 国民健康保険料の所得減少減免仮申請済世帯

#### 問 保険年金課 2階21番窓口

TEL 6694-9946 FAX 6692-4423

### 介護サービスの利用者負担金などの医療費控除など

所得税の確定申告を行うと、医療費控除の対象となる場合があります。いずれも「領収証」が必要です。  
●施設サービスの利用者負担額  
●居宅サービスの利用者負担額  
※福祉系サービスは、医療系サービスと併せて利用した場合のみ対象  
●介護福祉士などによる喀痰吸引等が行われたとき  
●おむつ代  
※領収証とともに、医師が発行した「おむつ使用証明書」が必要ですが、要介護認定を受けおむつを使用している方で、控除を受けるのが2年目以降の方には、医師の証明に代わる「確認書」をお住まいの区の区役所の介護保険担当で交付できる場合があります。  
**対象** 医療系を中心とした介護保険サービスの利用者

#### 「障がい者控除対象者認定書」をご存知ですか

身体障がい者手帳等をお持ちでなくても、対象者の障がいの程度が交付基準に準ずる場合は、申請により「障がい者控除対象者認定書」の交付を受けられます。所得税や個人市・府民税の申告の際に、提示すれば「障がい者控除」の適応が受けられる場合があります。  
**対象** 65歳以上の寝たきり高齢者または認知症高齢者

#### 問 保健福祉課 2階27番窓口

TEL 6694-9859 FAX 6694-9692

## NTTドコモレッドハリケーンズ大阪と連携協力に関する協定を締結

1月19日(木)、NTTドコモレッドハリケーンズ大阪と、住吉区役所は連携協力に関する協定を締結しました。

今後は、「みる」スポーツの推進や、スポーツ教室の開催、区政の施策・事業などについての連携協力を進めてまいります。

問 政策推進課 3階35番窓口  
TEL 6694-9957 FAX 6692-5535

### ラグビー観戦にご招待!!

NTTジャパンラグビーリーグワン2022-23 第7節

NTTドコモ レッドハリケーンズ大阪 VS 中国電力 レッドレグリオンス

**とき** 2月12日(日) オープン12:00 キックオフ14:30  
**ところ** ヨドコウ桜スタジアム(東住吉区長居公園1-1)  
**申込み** 2次元コードより、会員登録を行いお申込みください

※チケット料金は無料ですが、一部発券手数料などはお客様負担となります。



## 第3回 区政会議を開催しました

12月6日(火)に第3回目の区政会議を開催しました。令和5年度の運営方針案に関する意見交換の後、区政運営へのアイデアや課題解決策について、前回会議と同じテーマでより具体的な方策や進め方等について議論しました。

### 地域の魅力 様々な人と交流ができ、地域活動への参加者の増につながるような取組

●イベントや行事に参加してもらい徐々に地域の活動に慣れてもらうことが必要。こどもをターゲットとして親世代を引っ張り出すのがいいのでは。●地域の特色を出したのや体験型のもは人気があり多くの人に参加してもらえる。●防災への関心は高い。など

### こどもの成長 こどもたちが地域や大人を信頼しつながりをもつことができるきっかけづくり

●こどもの親と仲良くなって信頼関係を築くことが大切。それによってその子も自分のこどものように本気で叱ったりできる。そういうことでこどもが大人を信頼できる関係づくりにつながる。●こどもたちには自分が主体になる経験が必要。など

### 共生社会の実現 様々な人が関係性をつくる仕組みづくりや見守り等ができる地域づくり

●日中仕事に就いていると地域のことは知らないことが多く、地域の昼間の状況は分かりにくい。●つながりたくない人もいるが、災害のときは誰かとつながっていないと守ってもらえない。●こどもの頃から共生について学ぶ場が必要。こどもと高齢者等多世代のつながりづくりを考えていかなければいけない。など

問 政策推進課 3階35番窓口 TEL 6694-9957 FAX 6692-5535

## 各種会議を開催

傍聴希望は、各会議開催30分前より会場前にて先着順で受け付けます。(定員あり、多数の場合は抽選)

### ■ 第3回地域福祉専門会議

**とき** 2月16日(木) 18:00~20:00  
**ところ** 区役所4階 第4・5会議室  
**議題** 地域の見守り活動や地域福祉ビジョンの改訂 など

問 保健福祉課 2階26番窓口  
TEL 6694-9857 FAX 6694-9692

### ■ 第3回防災専門会議

**とき** 2月22日(水) 18:30~20:00  
**ところ** 区役所4階 第4・5会議室  
**議題** 令和4年度住吉区総合防災訓練実施結果について など

問 地域課 3階36番窓口  
TEL 6694-9734 FAX 6692-5535

### ■ 第4回区政会議

**とき** 3月7日(火) 18:30~20:30  
**ところ** 区役所4階 第4・5会議室  
**議題** 令和5年度住吉区予算(案)について など

問 政策推進課 3階35番窓口  
TEL 6694-9957 FAX 6692-5535

## 所得税、個人市・府民税の申告会場

感染症拡大防止のため、申告会場での申告以外にも、便利な電子申請等の利用にご協力ください。

各会場土日祝は除く

所得税	住吉税務署 2月16日(木)~3月15日(水) 9:15~16:00	ポートタウン西ビル2階 2月8日(水)~2月10日(金) 10:00~11:30/13:00~15:30 自書申告またはご自身のパソコン(スマホ)操作による申告	問 住吉税務署 TEL 6672-1321
	<p>・入場には入り口で配布される「入場整理券」が必要です。 ・車のご来場はご遠慮ください。・筆記用具や計算器具をご持参ください。 ・申告書作成会場で申告される場合は、令和3年分の申告書の控えや利用者識別番号等の通知(お持ちの方)をご持参ください。</p>		
個人市・府民税	あべの市税事務所 2月6日(月)~3月15日(水) 9:00~17:30 金曜は19:00まで	住吉区役所4階 第3会議室 2月16日(木)~3月15日(水) 9:00~11:30/13:00~16:00	問 あべの市税事務所 個人市民税担当 TEL 4396-2953

## 子育てミニコラム おうちでの事故防止

子どもの事故は身近な問題です!子どもの不慮の事故死の主たる原因は、0歳児では柔らかい布団や誤飲等による窒息死が78.2%と圧倒的に多く、1~4歳児では、窒息、交通事故や水の事故(溺死及び溺水)、転倒・転落が93.0%を占めます。

**誤飲** 赤ちゃんは手を口に持っていき、なんでも口の中に入れようとします。たばこは2cm以上飲み込むと、時には命にかかわるといわれています。口に入れると危険なものが赤ちゃんの手の届く所にはないか、いつも気をつけておきましょう。



**水の事故** 子どもは10cmほどの水位でも溺れることがあります。浴槽をのぞき込んで溺れてしまう事故が起きています。入浴後は浴槽のお湯は抜いておき、浴槽のふたは入浴する直前に外しましょう。お子さんと一緒にお風呂に入るときには目を離さないようにしてくださいね。



「危ないからさわっちゃダメ!」「そこは危ないから行っちゃダメ!」とつい子どもを怒ってばかり...そう思うことはありませんか? 事故防止の気配りをするには、こんな言葉を減らすことにつながります。 出典:大阪市母子保健副読本(にこにこ)

問 「はぐあっぷ」保健福祉課 1階19番窓口  
TEL 6694-9968 FAX 6694-6125



## ハト・カラスへのエサやりはやめましょう!

無責任なエサやりは指導・罰金の対象になる場合があります。目撃された人は、実際にエサやりを行っていた場所や時間等の情報の提供にご協力をお願いします。

### 特に情報が欲しい地域

我孫子1~2丁目 長居東3~4丁目  
我孫子東1~2丁目 苅田2丁目  
(主に我孫子中学校外周)

問 保健福祉課 1階19番窓口  
TEL 6694-9973 FAX 6694-6125

区役所敷地内では、「夜間に集まって騒ぐ」「バイク・スケートボードで走行する」などの行為は禁止しています。

このような行為は来庁者や近隣住民の迷惑となりますのでやめてください。